

令和2年5月28日

関西広域連合

関西・新型コロナウイルスを乗り越えよう宣言

5月21日、関西府県域では、新型コロナウイルス感染症にかかる「緊急事態宣言」がすべて解除された。これまで、関西広域連合では、広域的な医療連携に取り組むとともに、「関西・外出しない宣言」を発出し、外出自粛や他府県への往来自粛等の協力をお願いしてきた。これに応じた関西府県民の協力により、感染者数を大幅に縮減することができた。

今後は、次なる感染拡大の波に備え、関西広域連合及び構成団体が府県民の協力を得て、息長く続く覚悟を持って感染症に強い地域づくりに取り組むため、以下のとおり宣言する。

1 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着

日常生活、仕事・職場において、感染リスクの高い「3つの密」を徹底的に避けるとともに、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策を実践するほか、テレワーク、時差出勤、テレビ会議などの接触機会の低減対策を講じる。

あわせて、構成団体の状況に応じて、感染予防対策として換気設備の導入、パーティションの設置などを集客施設のほか、学校、避難所等に幅広い施設で進めていく。

2 第2波に備えた医療・検査体制の整備

保健所の体制強化、クラスター対策の強化、検査体制の拡充、医療資材の安定供給、発生状況に応じた病床確保を図る。また、患者受入体制強化のため、医療機関の連携の再構築、院内感染防止対策の徹底を図るとともに、医療機関の経営や医療従事者の負担軽減に配慮した対策を進める。

また、今後の合理的かつ効果的な対策を可能とするため、発症例のさらなる分析を行う。

あわせて、今後とも、各府県が地域の総合調整を行えるよう、患者情報を府県単位に集約するシステムの構築をめざす。

3 人権侵害、風評被害の防止

感染者やその家族、また、治療にあたる医療従事者やその家族等に対する偏見や差別は、絶対にあってはならないことである。感染者等に対する偏見や差別の撲滅に向け、この感染症に対する正しい認識の周知に努めるとともに、感染者や医療従事者等を社会全体で支えていく意識づくりに取り組む。

4 関西経済の活性化と社会経済活動の維持・強化

人々の命や暮らしを守り経済活動を支えるため、新しい生活様式への転換や新型コロナウイルスとの共存を見据えた関西経済の活性化対策や ICT 化の推進等に取り組む。

5 観光・誘客の段階的促進

当面は、府県内観光の振興から取り組むこととし、その状況を踏まえつつ、段階的に府県外からの人の呼び込みを行っていく。

6 コロナを克服する社会の構築

今後は、感染防止策と段階的な社会経済活動の両立に努めていく。

一方で、これまでに東京を中心とする大都市部への過度な人口集中に伴う感染リスクが顕在化したことから、これを是正していくことが、コロナを克服する社会の構築に向けての最重要課題である。

このため、国民が地方にいながら活躍できる、「Society5.0」などの情報社会の構築を基本として、関西地域の魅力づくりに取り組む。

令和2年4月8日
関西広域連合

「関西・外出しない宣言」

昨日の「緊急事態宣言」を受け、関西広域連合では、府県民の府県を越えた移動を行わないことを申し合わせ、府県民の責任を自覚した行動を求めて、以下の通り宣言する。

1 外出の自粛

通院や通勤、食品の購入、健康の維持に必要な散歩や運動など生活の維持に必要な場合を除き、とにかく家に居よう。特に夜間営業の飲食店等へ行くことを控えよう。

2 関西での府県を越えた往来の自粛

大阪、兵庫はじめ宣言地域となった地域など人口密集地との往来、人口密集地から他地域への帰省や旅行など、府県を越えた移動は控えよう。

3 当面2週間の自粛の徹底

外出自粛の効果は2週間で現れるといわれている。当面2週間は、徹底した自粛に努めよう。

令和2年5月28日
広域医療局

新型コロナウイルス感染症対策に係る広域的な医療連携（概要）

1 広域的な医療連携に関する申し合わせ事項

※「第1回 新型コロナウイルス・感染症対策本部会議（3月15日）」において決定。

地域の医療資源を有効に活用し、関西圏域において、効率的・効果的に医療を提供できる体制を構築する。

（1）医薬品・医療資器材及び医療専門人材の広域融通調整

新型コロナウイルス対応関連医療資器材について、地域的な不足が生じた場合に広域的な融通調整を行う。

あわせて医療専門人材についても広域的な融通を行う。

（2）検査の広域連携

構成府県市において各地方衛生研究所等の検査処理可能件数を超える場合に備えて、検査体制、能力等の情報を共有するなど、関西圏域の地方衛生研究所等PCR検査可能機関の連携を支援する。

（3）広域的な患者受入体制の連携

① 感染期において医療機関が不足し、新型コロナ患者に係る様々な病床確保対策をとってもなお、医療を提供することが困難な場合に備えて、感染症病床数等の情報を共有するなど、関西圏域内での入院可能病院間での連携を支援する。

② 現在の患者拡大状況に鑑み、重症化した患者に重点化した医療体制へ移行できるよう対策を講じる。

③ 隣接の構成団体が保有する患者搬送車の広域提供について調整する。

2 これまでの対応と現時点の取組

（1）医薬品・医療資器材及び医療専門人材の広域融通調整

○医薬品・医療資器材の広域融通調整

関西広域連合管内の医療資器材の備蓄等について情報共有を行い、構成府県市間での広域調整を実施している。

（実績）

⇒京都市からの要請に伴い、鳥取県からサージカルマスクを1万枚支援（3月10日）

⇒滋賀県及び兵庫県に鳥取県からフェイスシールドを2,400枚支援（5月12日）

○医療専門人材の広域融通調整

転院が困難な重症・重篤者（ICU での治療・人工呼吸器等が必要な患者）への医療人材支援調整のため、「ECMO ネット※」との連携を進めている。

※ECMO ネット（日本 COVID-19 対策 ECMO ネット）

日本集中治療医学会、日本救急医療学会などが立ち上げた、新型コロナウイルス感染症関連の重症呼吸不全の診療をサポートする組織。

（2）検査の広域連携

関西広域連合管内の検査体制・受入可能検体数等について情報共有を行い、構成府県市間での広域調整を実施している。

（実績）

⇒和歌山県からの要請に伴い、大阪府が150検体の検査を受入れ（2月20日）

（3）広域的な患者受入体制の連携

構成府県市間における、広域医療局が一元的調整窓口として行う「広域患者受入調整方針」を定め、実際の運用に備えている。

（広域患者受入調整方針の概要）

- 調整主体
各府県の調整本部からの要請により、広域医療局が各広域調整担当者と連携し、受け入れ調整を行う。
- 対象患者の範囲
 - ・比較的症状が安定している「中等症患者」について調整の対象とする。
 - ・「重症・重篤者」は搬送が難しいため、医療人材の支援調整を行う。
- 広域調整の範囲
患者搬送に必要な機材の規格・能力等を考慮し、安全に患者搬送を行うため、原則として、通常、搬送時間が片道1時間以内の場合に行う。
- この方針に定めるもの以外に広域調整の必要が生じたときは、個別の状況に応じ、広域医療局が構成府県市と調整を行う。

※なお、国は、「無症状病原体保有者・軽症者」については自宅療養や宿泊施設による自府県内での対応を前提としているが、府県域を越えた意思決定機関である関西広域連合において、「無症状病原体保有者・軽症者」についても広域的な調整を進めていく。

緊急事態宣言解除後の関西府県の対処方針（5月26日時点）

府県	決定日	自粛要請・解除の判断基準	外出自粛・イベント開催自粛	施設の使用制限	府県立学校・府県立施設																								
滋賀県	5/14 (木)	<p>・客観的指標により、3段階のステージを設定し、社会経済活動の再開、感染者が再度増えてきた際の対策強化を判断</p> <p><基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断指標</th> <th>特別警戒ステージ</th> <th>警戒ステージ</th> <th>注意ステージ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府・京都府の緊急事態宣言</td> <td>—</td> <td>大阪府または京都府に発令</td> <td>大阪府・京都府に発令されていない</td> </tr> <tr> <td>感染経路不明感染者</td> <td>7日間に複数</td> <td>7日間に1名まで</td> <td>14日間連続ゼロ</td> </tr> <tr> <td>入院患者受入病床稼働率</td> <td>60%以上</td> <td>30%以上</td> <td>30%未満</td> </tr> <tr> <td>人工呼吸器等稼働率</td> <td>60%以上</td> <td>30%以上</td> <td>30%未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>判断指標のうち、どれか一つでも満たすものがあれば、より悪いステージにあると判断する。ただし、参考指標の状況も鑑みて、ステージの判断は柔軟に行うものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近畿及び近隣府県での緊急事態宣言の発令 ・県内の実効再生産数・濃厚接触者を除くPCR検査陽性率 ・K値 ・クラスターの発生（7日間） 	判断指標	特別警戒ステージ	警戒ステージ	注意ステージ	大阪府・京都府の緊急事態宣言	—	大阪府または京都府に発令	大阪府・京都府に発令されていない	感染経路不明感染者	7日間に複数	7日間に1名まで	14日間連続ゼロ	入院患者受入病床稼働率	60%以上	30%以上	30%未満	人工呼吸器等稼働率	60%以上	30%以上	30%未満	<p>〔外出自粛〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外出自粛、「滋賀1/5ルール」の徹底から「滋賀らしい生活三方よし」の実践へ 県をまたぐ移動や接待を伴う繁華街の飲食店等のクラスター発生施設への外出自粛 <p>〔イベント開催自粛〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント主催者に対し、開催自粛を要請（50人以下の小規模は除く） <p>〔県外からの受入れ自粛〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外客の利用自粛を促す対策（店頭・HPによる周知等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・休業要請は、感染防止対策を徹底することを前提に、15日午前0時で解除。使用制限の要請は行わない 	<p>〔県立学校〕</p> <p>5月31日まで臨時休業。6月からの再開に向けて登校日を設ける</p> <p>①中学校・高等学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月1日から7日まで、分散登校、時差登校を行い、一つの教室に入る生徒数は20名程度となるよう、学年や学級を複数のグループ、時間帯に分けて授業を実施 ・6月8日以降、生徒の登校時間が集中しないように、時差登校に配慮しながら通常授業を実施 <p>②特別支援学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月1日から7日まで、分散登校、時差登校。視覚、聴覚、病弱特別支援学校は、学校医や併設病院・施設と相談のうえ、通常授業 ・知肢併置特別支援学校は、6月8日以降、通常授業を実施、各校スクールバス1台増車 <p>〔県立施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・順次再開。県外からの利用者が多く見込まれる琵琶湖岸の駐車場は閉鎖等 				
判断指標	特別警戒ステージ	警戒ステージ	注意ステージ																										
大阪府・京都府の緊急事態宣言	—	大阪府または京都府に発令	大阪府・京都府に発令されていない																										
感染経路不明感染者	7日間に複数	7日間に1名まで	14日間連続ゼロ																										
入院患者受入病床稼働率	60%以上	30%以上	30%未満																										
人工呼吸器等稼働率	60%以上	30%以上	30%未満																										
京都府	5/27 (水)	<p>・緊急事態措置の緩和判断等に関する基準の設定</p> <p><基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>緩和判断 (連続7日間・全て)</th> <th>注意喚起 (全て)</th> <th>行動自粛 (いずれか)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①新規陽性者数 (7日間平均)</td> <td>5名未満</td> <td>2名以上</td> <td>5名以上</td> </tr> <tr> <td>②①の前週増加比</td> <td></td> <td>1以上</td> <td>2以上※</td> </tr> <tr> <td>③新規陽性者における感染経路不明者数 (7日間平均)</td> <td>2名未満</td> <td>1名以上</td> <td>2名以上</td> </tr> <tr> <td>④PCR検査陽性率 (7日間平均)</td> <td>7%未満</td> <td></td> <td>7%以上</td> </tr> <tr> <td>⑤重症者病床使用率</td> <td>20%未満</td> <td></td> <td>20%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※注意喚起基準を満たす場合に限る</p>	指標	緩和判断 (連続7日間・全て)	注意喚起 (全て)	行動自粛 (いずれか)	①新規陽性者数 (7日間平均)	5名未満	2名以上	5名以上	②①の前週増加比		1以上	2以上※	③新規陽性者における感染経路不明者数 (7日間平均)	2名未満	1名以上	2名以上	④PCR検査陽性率 (7日間平均)	7%未満		7%以上	⑤重症者病床使用率	20%未満		20%以上	<p>〔外出自粛〕【5月31日まで】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①特定警戒都道府県への往来を避けるとともに、不要不急の都道府県をまたぐ移動を控える ②クラスター発生施設や「三つの密」のある場所への外出を控える ③感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着 <p>【6月1日以降】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「新しい生活様式」の定着 ②6月18日まで北海道、埼玉県、千葉県、東京都との不要不急の移動は慎重に検討する ③クラスター発生施設については、適切な感染防止策が実施されるまでは外出を避ける <p>〔イベント開催自粛〕【6月18日まで】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①全国のかつ大規模な催物の開催は自粛 ②開催にあたっては、以下を目安としつつ、適切な感染防止対策を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・屋内100人以下、かつ収容定員の半分以上 ・屋外200人以下、かつ人との距離を十分確保 ③②の人数に満たないイベントでも密閉された空間で大声での発声等、近接した距離での会話が想定されるようなイベントは控える（5月31日まで） <p>【6月19日以降】</p> <p>国の基本的対処方針等 に示された目安を踏まえ、段階的に規模要件（人数上限）を緩和する。</p>	<p>〔休止要請を行っている施設〕</p> <ol style="list-style-type: none"> ①クラスター発生施設（5月31日まで） <ul style="list-style-type: none"> ▽遊興施設のうちキャバレー・ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店 ▽運動・遊戯施設のうちスポーツジム ②大学（5月28日まで） <p>【5月28日以降】</p> <p>大学については、「大学等の再開に向けたガイドライン」を参考に、各大学において感染防止予防マニュアルが作成され、適切な感染防止策が実施されることを前提に施設の使用制限の協力要請を解除</p> <p>【6月1日以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種ごとの感染防止予防ガイドライン等が実践されるなど、適切な感染防止策が実施されていることを前提に、全ての施設の使用制限等の協力要請を解除 ・再度クラスターが発生した場合は、施設の使用制限等の協力を検討する 	<p>〔府立学校〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中丹地域以北 5月25日から授業を再開 ・その他 6月1日からの授業再開を想定し段階的な教育活動を実施 <p>・府内市町（組合）立学校についても、府立学校の対応を参考に、地域や学校の実情を踏まえ、柔軟かつ適切に対応するよう依頼</p> <p>〔府立施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月16日以降 順次再開
指標	緩和判断 (連続7日間・全て)	注意喚起 (全て)	行動自粛 (いずれか)																										
①新規陽性者数 (7日間平均)	5名未満	2名以上	5名以上																										
②①の前週増加比		1以上	2以上※																										
③新規陽性者における感染経路不明者数 (7日間平均)	2名未満	1名以上	2名以上																										
④PCR検査陽性率 (7日間平均)	7%未満		7%以上																										
⑤重症者病床使用率	20%未満		20%以上																										
大阪府	5/21 (木)	<p>・新型コロナウイルス感染症におけるモニタリング指標と警戒基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大状況を判断するため、府独自に指標を設定し、日々モニタリング・見える化 ○また指標について、「感染爆発の兆候」と「感染の収束状況」を判断するための基準を設定 <p>⇒以下の①～③の指標全てが基準に達した場合、自粛等の対策を段階的に実施</p> <p>以下の②～④の指標全てが原則7日間連続基準を満たした場合、自粛等を段階的に解除</p> <p><基準> ※病床使用率以外の指標は7日間移動平均</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分析事項</th> <th>内容</th> <th>自粛要請等基準</th> <th>自粛解除基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1)市中での感染拡大状況</td> <td>①感染経路不明者の前週増加比</td> <td>1以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②感染経路不明者数</td> <td>5から10人以上</td> <td>10人未満</td> </tr> <tr> <td>(2)新規陽性患者の発生状況・検査体制の逼迫状況</td> <td>③確定診断検査における陽性率</td> <td>7%以上</td> <td>7%未満</td> </tr> <tr> <td>(3)病床の逼迫状況</td> <td>④患者受入重症病床使用率</td> <td>—</td> <td>60%未満</td> </tr> </tbody> </table>	分析事項	内容	自粛要請等基準	自粛解除基準	(1)市中での感染拡大状況	①感染経路不明者の前週増加比	1以上	—	②感染経路不明者数	5から10人以上	10人未満	(2)新規陽性患者の発生状況・検査体制の逼迫状況	③確定診断検査における陽性率	7%以上	7%未満	(3)病床の逼迫状況	④患者受入重症病床使用率	—	60%未満	<p>〔外出自粛〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請。その際、特に次の内容について協力を要請 ①接待を伴う飲食店など、これまでにクラスターが発生した施設や「三つの密」を避けること ②不要不急のレジャーなど、府県をまたいだ移動を控えること <p>〔イベント開催自粛〕</p> <p>【5月31日まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模を縮小した開催の協力を要請（開催の目安） ・屋内:100人以下、かつ収容定員の半分以上 ・屋外:200人以下、かつ人との距離を十分に確保 <p>【6月1日以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国のかつ大規模な催物の開催は、リスクへの対応が伴わない場合、自粛の協力を要請 ※イベントの開催にあたっては、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請 ※適切な感染予防対策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討 	<p>〔休業要請を行っている施設〕</p> <ol style="list-style-type: none"> ①クラスター発生施設 <ul style="list-style-type: none"> ▽遊興施設のうちキャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、スナック、バー、パブ、カラオケボックス、ライブハウス ▽運動施設のうちスポーツクラブ 	<p>〔府立学校〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月1日から段階的に教育活動を再開 ただし、小学6年生、中学3年生については、5月25日から5月29日の臨時休業期間中の登校日を「授業日」とすることも可能とする（1教室あたりの人数は20人程度） ・今後の府域の感染状況によっては、学校再開に向けた対応を変更することがある ・市町村立学校についても、同様の内容を要請 <p>〔府有施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月23日以降、クラスターが発生した施設（屋内運動施設のうちトレーニングルーム等）以外の府有施設は、準備が整い次第、順次開館 <p>・開館の留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ①業界団体の感染予防のガイドライン等に基づき、適切な感染防止対策を実施すること ②不特定多数の者が利用する施設では「大阪コロナ追跡システム」を導入すること 					
分析事項	内容	自粛要請等基準	自粛解除基準																										
(1)市中での感染拡大状況	①感染経路不明者の前週増加比	1以上	—																										
	②感染経路不明者数	5から10人以上	10人未満																										
(2)新規陽性患者の発生状況・検査体制の逼迫状況	③確定診断検査における陽性率	7%以上	7%未満																										
(3)病床の逼迫状況	④患者受入重症病床使用率	—	60%未満																										

府県	決定日	自粛要請・解除の判断基準	外出自粛・イベント開催自粛	施設の使用制限	府県立学校・府県立施設												
兵庫県	5/26 (火)	<p>・新型コロナウイルスと共存しながら社会経済活動を再開していくため、医療崩壊を防ぎながら社会経済活動を維持する観点から、自粛等の見直し・再要請基準を設定</p> <p><基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>見直し基準 (注1)</th> <th>再要請基準 (注2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>感染状況</td> <td>新規陽性者数 (1週間平均)</td> <td>①5人以下</td> <td>③10人以上</td> </tr> <tr> <td>医療体制</td> <td>重症病床(71床) の空床数</td> <td>②40床以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) ①かつ②が7日間連続 (注2) 再要請にあたっては、本県のPCR検査件数の状況、大阪府など近隣府県の状況も勘案</p> <p>【考え方】</p> <p>①感染が拡大するまでの3月の平均新規陽性者数の5.6人を下回る ②過去最高値が32床(4月22日)であるため、39床(=71床-32床)を上回る空床を確保 新規陽性者数34人(過去上位5日間平均)が2週間継続した場合の重症患者発生数(34人×14日×8%≒38人)に対応可能 ③新規陽性者が4月5日に初めて10人を超えてから1週間後にピーク時を迎えたため、10人を超えると警戒が必要</p>	項目	内容	見直し基準 (注1)	再要請基準 (注2)	感染状況	新規陽性者数 (1週間平均)	①5人以下	③10人以上	医療体制	重症病床(71床) の空床数	②40床以上		<p>【外出自粛】 【5月31日まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止のため、不要不急の外出自粛を要請 ①不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県や府県をまたぐ移動の自粛 ②夜の繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケなどの利用の自粛 ・3密の懸念のある集会・イベントへの参加自粛要請 <p>【6月1日以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出自粛に努める ・6月18日まで首都圏、北海道、人口密集地との不要不急の移動の自粛を要請 ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」(新しい生活様式)の推進(3密の回避、身体的距離の確保、マスクの着用等) <p>【イベント開催自粛】 【5月23日以降(6月1日以降も同じ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的かつ大規模な催物は、中止又は延期を要請 ・催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請 (開催の目安)(6月18日まで) ・屋内:100人以下、かつ収容定員の半分以上 ・屋外:200人以下、かつ人との距離を十分に確保 	<p>【休業要請を行っている施設(5月31日まで)】</p> <p>①クラスター発生施設 ▽遊興施設のうちキャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、カラオケボックス、ライブハウス ▽運動施設のうちスポーツジム</p> <p>②①の類似施設 ▽遊興施設のうちダンスホール、ゲーッパ、性風俗店</p> <p>【6月1日以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど感染拡大防止対策の徹底を前提に、全ての施設の休業要請を解除 ・クラスター発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、施設管理者等に対して必要な協力等要請 	<p>【県立学校】 【5月31日まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業再開に向け、週2日を上限に登校可能日を設定 <p>【6月1日以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業を解除し、感染防止対策を整え、教育活動を再開 ▽6月1日～14日の間は分散登校とする。 ▽分散登校期間における部活動は、平日2日、休日1日、各90分を上限とし、対外試合、合同練習、合宿は行わない <p>【県立施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休館、休業を解除し、感染防止対策を整え、順次開館
項目	内容	見直し基準 (注1)	再要請基準 (注2)														
感染状況	新規陽性者数 (1週間平均)	①5人以下	③10人以上														
医療体制	重症病床(71床) の空床数	②40床以上															
奈良県	5/13 (水)	<p>(1)感染者判明の状況等から奈良県のフェーズを判断</p> <p><基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>フェーズ</th> <th>感染者発生状況</th> <th>行動自粛</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フェーズ 1</td> <td>県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況</td> <td>一般的な外出自粛要請</td> </tr> <tr> <td>フェーズ 2</td> <td>県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向</td> <td>一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請</td> </tr> <tr> <td>フェーズ 3</td> <td>県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も発見されない</td> <td>外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)3つの段階の判断は、3つの判断項目について、7つの判断基準で行う</p> <p>【判断項目1 新規感染判明者の水準】</p> <p>①県内及び大阪での新規感染者数の水準が抑えられているか 基準数値：人口10万人当たり新規感染判明者数 フェーズ 2：直近1週間で0.5人未満 フェーズ 3：直近2週間で0.1人未満</p> <p>②新規感染判明の段階での感染経路が明確か 基準数値：直近1週間における新規感染判明者に占める感染経路不明者の割合1/2未満</p> <p>【判断項目2 県内の感染者への医療・療養体制の安定性】</p> <p>③感染判明者は全て病院や施設で治療・療養ができていないか 基準数値：自宅療養ゼロが維持されているか</p> <p>④感染判明者の入院、重症者の受入及び宿泊療養施設の受入の容量に十分な余裕があるか 基準数値：占有率50%未満</p> <p>【判断項目3 感染拡大防止体制の充実】</p> <p>⑤感染判明後の感染経路の推定に十分な明確さがあるか 感染経路推定の分析が感染拡大防止に効果的な程度に達しているか</p> <p>⑥新規感染判定の体制(現在はPCR検査)が整っているか</p> <p>⑦感染拡大防止の措置の実効性が十分か 行動自粛率：各項目の自粛の率が、感染拡大防止に効果的な程度に達しているか</p>	フェーズ	感染者発生状況	行動自粛	フェーズ 1	県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況	一般的な外出自粛要請	フェーズ 2	県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向	一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請	フェーズ 3	県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も発見されない	外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持	<p>フェーズ2の段階にあるものと判断し、以下の自粛を要請</p> <p>【外出自粛】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤など生活の維持に必要な場合を除き、大都市との往来は自粛 ・やむを得ない往来ではうつらない対策を徹底する ・うつる可能性のある場所(繁華街の接客を伴う飲食店等)への訪問を避ける <p>【イベント開催自粛】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少人数(目安として、屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以上。屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離をできるだけ2m確保できる人数)のイベントは、感染防止対策の徹底を条件に、開催を容認 ・その他のイベントは、引き続き、中止、延期または規模縮小等の検討を要請 	<p>フェーズ2の段階にあるものと判断し、休業要請は5月15日から緩和する</p> <p>【休業要請を行っている施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラスター発生事例があり、感染リスクが高い施設は、引き続き施設の使用制限の協力を要請 <p>①遊興施設 ▽キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、スナック、バー、カラオケ、ライブハウス等)</p> <p>②運動施設 ▽スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ</p>	<p>【県立学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月1日の学校再開を目指し、家庭における検温、手洗い等の徹底、学校登校日の設定など準備を進める ・新しい教育スタイルを確立するとともに、第2波が起きた際の再度の在宅教育にも備えるため、以下の取組を進める ①オンラインを活用した双方向の授業の推進 ②ICT機器の活用による協働学習等の推進 ③児童生徒の健康観察等をオンラインを活用して家庭と学校が共有 <p>【県立施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策の準備が整った施設から、順次、利用を再開
フェーズ	感染者発生状況	行動自粛															
フェーズ 1	県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況	一般的な外出自粛要請															
フェーズ 2	県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向	一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請															
フェーズ 3	県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も発見されない	外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持															

府県	決定日	自粛要請・解除の判断基準	外出自粛・イベント開催自粛	施設の使用制限	府県立学校・府県立施設									
和歌山県	5/15 (金)	<p>県内および近隣府県の感染状況が一定の基準を上回った場合は、自粛要請レベルの再引き上げを含む見直しを行う</p> <p><基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>自粛要請</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近隣府県での発生基準</td> <td>○新規陽性者数 40人以上/日 複数日出現</td> <td>県外受入自粛の強化等</td> </tr> <tr> <td>和歌山県での発生基準</td> <td>①新規陽性者数 5人以上/日・複数日出現 ②肺炎患者陽性率5%以上 ③新規感染陽性率5%以上 ④病床使用率50%以上</td> <td>不要不急の外出自粛 営業自体の自粛等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①、②、③、④の全て ※②、③は7日間移動平均 ※④は紀北と紀南のいずれか</p>	区分	内容	自粛要請	近隣府県での発生基準	○新規陽性者数 40人以上/日 複数日出現	県外受入自粛の強化等	和歌山県での発生基準	①新規陽性者数 5人以上/日・複数日出現 ②肺炎患者陽性率5%以上 ③新規感染陽性率5%以上 ④病床使用率50%以上	不要不急の外出自粛 営業自体の自粛等	<p>〔外出自粛〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染リスクの高い場所を避けた安全な場所への外出や、行楽や旅行での他府県等への移動を自粛するよう県民へ依頼 <p>〔イベント開催自粛〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模なイベントを開催する場合は、感染防止対策の徹底を依頼 <p>〔県外からの受入れ自粛〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民や事業者到他府県等からの来客の受入自粛を依頼 他府県等から帰省や転勤された方には、2週間の自宅待機とともに登録を依頼 <p>〔特に強く県外からの受入自粛を依頼する施設〕 道の駅（地域振興施設に限る）、農林水産物直売所、自動車教習所・自動車学校、キャンプ場、海水浴場・海浜公園・釣り公園その他類する施設、釣り具・えさ店、遊漁船、内水面遊漁承認証販売所、ゴルフ場、ホテル又は旅館（宿泊の用に供する部分）、従来から県外からのお客が多い飲食店及び販売店</p>	<p>営業自粛の一部を、近隣府県の取組み状況にも留意して解除</p> <p>【休業要請を行っている施設】</p> <p>①遊興施設 ▽キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、パブ（いずれも接待を伴わないものは除く） ▽性風俗店、テリール、ライブハウス</p> <p>②文教施設（学校保健安全法第20条に基づく） ▽幼稚園（預かり保育を除く）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校</p>	<p>〔県立学校〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立学校は、引き続き5月31日まで休業 5月18日以降、各学校で登校日を設定し、健康状態の確認と家庭学習を指導 幼稚園（預かり保育を除く）、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校について、同様の措置を市町村等へ要請 <p>〔県立施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 主な県立施設のうち、県立近代美術館、県立博物館、紀伊風土記の丘は感染症対策を講じたうえで5月8日から開館 県立自然博物館等は5月31日まで休館
区分	内容	自粛要請												
近隣府県での発生基準	○新規陽性者数 40人以上/日 複数日出現	県外受入自粛の強化等												
和歌山県での発生基準	①新規陽性者数 5人以上/日・複数日出現 ②肺炎患者陽性率5%以上 ③新規感染陽性率5%以上 ④病床使用率50%以上	不要不急の外出自粛 営業自体の自粛等												
鳥取県	5/26 (火)		<p>〔外出自粛〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 県をまたぐ不要不急の移動は5月31日まで控える また、6月18日までは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に <p>〔イベント開催自粛〕</p> <ul style="list-style-type: none"> イベント等は、屋内100人以下(かつ収容定員の半分以下)、屋外200人以下で、マスクの着用、四方を空けた席配置、人と人との間隔は2mとる(入退出時、施設内移動も)、適切な消毒や換気等の実施等の感染防止対策を取ったうえで開催を呼びかける 	<ul style="list-style-type: none"> 法に基づく、施設使用制限は行っていない。 	<p>〔県立学校〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 5月27日からは、国の緊急事態宣言の全面解除及び県の感染状況等を踏まえ、文部科学省の示す「学校の新しい生活様式」に基づいた通常の教育活動（一斉登校、一斉授業等）を実施 部活動については、感染症対策を徹底し、5月30日から県内練習試合の実施、6月13日から県内公式試合の実施可 <p>〔県立施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 5月7日より順次、感染予防策を徹底のうえ、県内利用者限定し開館 									
徳島県	5/14 (木)	<p>国の基本的対処方針や他都道府県の動向、県内の感染状況をふまえ判断</p>	<p>〔外出自粛〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動は、避けるよう促す これまでクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場についても、外出を避けるよう呼びかけ <p>〔イベント開催自粛〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国的イベント・大規模なイベント(屋内100人超、屋外200人超)等への参加の自粛 <p>〔県外からの受入れ自粛〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き県有施設で県外客の利用を制限することを説明 	<ul style="list-style-type: none"> 法に基づく、施設使用制限は行っていない 	<p>〔県立学校〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 5月31日までとしていた県立学校の臨時休校を、5月21日からの再開に前倒し、市町村の教育委員会にも同じような対応をとるよう要請 臨時休校に伴う学習の遅れには、夏休みの大幅な短縮などにより授業時間を確保 <p>〔県立施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染防止策徹底を前提に5月9日より順次再開 									

新型コロナウイルス感染症対策基金等一覧（令和2年5月26日時点）

団体	実施主体	事業名称	ふるさと納税の活用	目的	受入開始日	支払手段	実績 (※は申し込みベース)
滋賀県	滋賀県	滋賀応援寄附「滋賀県がんばる医療応援寄附」	○	医療従事者を支援すること ①勤務環境の構築に向けた取組 ②医療体制を充実・強化するための取組	4/24	・ふるさとチョイス (クレジットカード等、マルチメント対応) ・銀行振込・納付書払	※425件 65,220千円
京都府	京都府	京都府新型コロナウイルス感染症対策応援基金	○	①医療又は療養の現場で働く方々への支援 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子供たちとその家庭への支援 等	5/20	・さとふる (クレジットカード等、マルチメント対応) ・銀行振込・郵便振替・納付書払	※51件 43,855千円
大阪府	大阪府	大阪府新型コロナウイルス助け合い基金	○	医療及び療養に従事される方を支援	4/27	・さとふる (クレジットカード等、マルチメント対応) ・銀行振込・クレジットカード	※16,835件 2,168,316千円
兵庫県	(公財)兵庫県健康財団	ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金	—	感染者受入医療機関等(神戸市内所在を除く)の支援	4/27	・銀行振込・クレジットカード	1,292件 144,496千円
奈良県	奈良県	奈良県新型コロナウイルス感染症対策基金	—	県内の新型コロナウイルス感染症まん延の防止、患者診療等に従事する医療従事者等の支援 等	5/1	・払込書 ・クレジットカード(準備中)	※211件 32,919千円
和歌山県	和歌山県	ふるさと和歌山応援基金	○	新型コロナウイルス感染症の対策	4/27	・ふるさとチョイス (クレジットカード等、マルチメント対応) ・銀行振込・納付書・払込取扱票払 ・現金書留	35件 3,661千円
徳島県	徳島県	徳島県二十一世紀創造基金 新型コロナ対策緊急メニュー(5月22日より)	○	新型コロナウイルス感染症の対策	4/1	・ふるさとチョイス (クレジットカード等、マルチメント対応) ・銀行振込・郵便振替・納付書払	現在集計中
鳥取県	鳥取県	新型コロナウイルス対策ふるさと納税	○	新型コロナウイルス感染症の対策	5/15	・ふるさとチョイス・さとふる (クレジットカード等、マルチメント対応) ・郵便局払込取扱	30件 818千円
京都市	京都市	京都市新型コロナウイルス感染症対策支援 支え合い基金(仮称)	○	①新型コロナウイルス感染症の検査・治療及び感染症拡大の防止 ②市民生活・経済活動への影響に対する市民・事業者・医療機関・医療従事者等の支援	5/1	・ふるさとチョイス、ANA のふるさと納税 (クレジットカード等、マルチメント対応) ・銀行振込・郵便振替	159件 44,613千円
堺市	堺市	(緊急)新型コロナウイルス対策事業者支援	○	①継続に影響を受けている事業者の支援 ②生活の基盤である雇用維持の支援 ③終息後を見据えた市内経済の活性化	5/1	ふるさとチョイス (クレジットカード等、マルチメント対応) ・銀行振込・クレジットカード・現金書留	49件 744千円
神戸市	神戸市	・ふるさと神戸がら応援基金	○	企業版のふるさと納税の仕組みを活用し、寄付額と同額を市も拠出して新型コロナウイルス感染症の拡大により、影響を受けている飲食店、観光事業者、文化芸術活動従事者を支援	5/8	・ふるさとチョイス (クレジットカード等、マルチメント対応)	未集計
	(公財)こうべ市民福祉振興協会	こうべ医療者応援ファンド	—	医療従事者の勤務環境の改善	4/24	・銀行振込・クレジットカード	1,437件 405,166千円

構成団体の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の状況 (5月26日時点)

1 経済・雇用対策

団体	(1) 事業継続支援	(2) 雇用継続支援	(3) 農林水産業等の経営支援・需要喚起
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・保証料負担の軽減、融資期間の延長、利子の補助 ○新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金の交付 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業 20 万円、個人事業主 10 万円(県と協調する市町分を別途上乗せして交付) ○経営力強化補助金の交付 <ul style="list-style-type: none"> ・県内中小企業の経営力強化等、今後の事業活動に資する取組等にかかる経費の一部を補助(補助率:小規模企業 3/4、中小企業 2/3、補助上限額:50 万円) ○商工会・商工会議所の体制強化 <ul style="list-style-type: none"> ・商工会、商工会議所の人員を増員し、非会員を中心として支援策の周知および巡回指導を実施 ○小規模事業者の新たな取組に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者新事業スタート支援事業の補助率および補助上限額を引き上げ ○感染症対策等補助金の交付 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設が実施する感染防止の対策、テレワーク受入環境の整備、ドライブ推進に係る環境整備等にかかる経費の一部を補助(補助率:3/4、補助上限額:30 万円) ○宿泊事業者の資金確保支援 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊代金前払いの仕組みを活用した事業への補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用継続支援補助金の交付 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業事業主が、国の雇用調整助成金の特例措置を活用して、労働者の雇用維持を図った場合に事業主負担分の一部を緊急特定地域と同等まで補助(特例措置の拡大により、県補助は緊急対応期間終了後の7/1~とする予定。国の動向により変更の可能性あり。) ○WEB 上での合同企業説明会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の採用活動を支援するため、企業・学生が双方向でコミュニケーション可能なサイトを作成・活用し、インターネット上での合同企業説明会を開催する。 ○雇用調整助成金の申請支援 <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務士が常駐する雇用調整助成金に特化した相談窓口を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○「いまだから地産地消キャンペーン」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・流通・販売が停滞している県産農畜水産物について、定額宅配キャンペーン等を実施(宅配料金、事務費等を支援) ○肉用牛経営安定対策 <ul style="list-style-type: none"> ・肥育経営安定交付金の上乗せ支援 ○水産振興資金の利子補給等 <ul style="list-style-type: none"> ・すでに資金の貸付を受けている者に対して据置期間を追加するため、増加する利息および保証料を支援 ○琵琶湖漁業流通緊急支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者への影響抑制を目的に、水産加工業・養殖漁業各団体が、加工品や養殖生産物を営業倉庫に保管する取組を支援 ○WEB 物産展の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・大手通販サイトを活用し、加工食品・工芸品などの県産品を販売する物産展を開催
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ○京都府・京都市新型コロナウイルス感染症対応資金の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・実質無利子、無担保の融資制度の実施のための預託金の積増や利子補給 ○休業要請対象事業者支援給付金 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・団体一律 20 万円、個人事業主一律 10 万円 ○新型コロナウイルス対策企業等緊急支援補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策、売上回復など様々な取組に補助 ・小規模事業者、農林水産業者、文化芸術関係者等 2/3(上限 20 万円)、中小企業 1/2(上限 30 万円)、企業グループ 2/3(上限 20 万円×事業者数+共通経費) ○中小企業緊急経営支援コールセンターの設置(5/1~) <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業診断士等による経営相談や支援制度の案内等実施 ○観光事業者に対する緊急伴走支援 ○文化芸術関係者に対するサポート窓口の設置 ○バーチャル商談会や EC サイトの活用 ○京都の技術を活かした緊急生産支援 <ul style="list-style-type: none"> ・検査機器や治療薬の製造機器、ワクチン開発関連細胞の量産等、新型コロナウイルス対策に貢献する京都企業支援 ○企業従業員等の在宅研修の支援 ○新型コロナウイルス感染症対策中小企業等事業再出発支援事業費(5月補正予算案計上) <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の長期化や「新しい生活様式」に対応した取組を支援(上限 10 万円、補助率 10/10) 	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業雇用継続緊急支援センター(5/11 設置) <ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金の相談センターを国・京都府共同で開設 ○京都府労働相談所の体制強化 ○京都ジョブパークの体制強化 ○e-ラーニングを活用した職業訓練環境の整備 ○学生インターン・バイト応援センターの設置(5月補正予算案計上) <ul style="list-style-type: none"> ・府内企業のアルバイト求人紹介を通じて、経済的に困難な状況にある学生を支援 ○京都府会計年度任用職員の採用(約 50 名) 	<ul style="list-style-type: none"> ○伝統工芸品を活かした観光支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ホテルや料理店等が「京都らしいおもてなし」を行うための伝統工芸品買い上げを支援 ○府内産農林水産物の需要喚起 <ul style="list-style-type: none"> ・「旬の京野菜提供店」等が行う、京のブランド産品等を活用した中食サービスの新規展開等を支援 ・府内産てん茶を活用した新商品開発等を支援 ・「京都宇治玉露 玉兔」を核とした宇治茶プロモーション ・丹後とり貝の有名飲食店へのサンプル提供を通じてメニュー開発等 ・府内産「花き」を活用した園児や小学校低学年児童の家庭学習を行うための教材費支援
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ○「新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・預託金を増額し制度融資枠を拡大。利用事業者に利子補給 ○「休業要請支援金(府・市町村共同支援金)」の交付 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業 100 万円、個人事業者 50 万円。市町村に 1/2 負担を要請 ○中小企業等への支援(休業要請外支援金) <ul style="list-style-type: none"> ・中小法人:2 事業所以上 100 万円、1 事業所 50 万円 ・個人事業主:2 事業所以上 50 万円、1 事業所 25 万円 ○府有施設のキャンセル・休館に伴う指定管理者への収入補填 ○商工会議所等への金融相談専門員の設置費用補助 ○商店街等の事業継続支援 ○文化芸術活動の継続支援 <ul style="list-style-type: none"> ・無観客ライブ等の配信事業の立上げ経費を補助等 ○飲食店等への換気設備等の導入支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○非常勤職員の緊急雇用 	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪産(もん)エールサイト」の開設 <ul style="list-style-type: none"> ・府民や事業者からの「応援購入」の輪を広げること等を目的に、影響を受けている農林漁業者の情報を集約して発信 ・感染リスクを下げることを目的に、取り寄せ可能な大阪産(もん)等の情報を集約して発信
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応無利子資金の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・国に連動した中小企業融資制度を新設 ・貸付限度額 3,000 万円、当初 3 年間の利子補給 ・制度融資の融資目標額引上げ 3,600 億 → 1 兆円 ○経営継続支援金の給付 <ul style="list-style-type: none"> ・休業要請を行った事業者へ、県・市町が協調して経営継続支援金を支給 ・中小法人 100 万円、個人事業主 50 万円(飲食店等中小法人 30 万円、個人事業主 15 万円) ○地域企業再起支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・テイクアウトや新商品開発等の新事業展開の支援 ○タクシ-事業者向けマルチキャッシュ決済機器、観光案内システムの導入補助 ・商工団体・業界団体の会員企業等がグループで取り組む新たな事業を支援 ・地域のリーディング企業による新事業展開を支援 ○県民利用便施設の閉鎖・休館に伴う施設事業者への財産使用料の減免 ○職員の在宅勤務環境整備のためのリモートワークシステムの増強 ○市町が水道料金を減免する場合に県営水道料金の免除(3ヶ月間) ○業種ごとの感染予防拡大ガイドラインの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○内定取消者や離職者に対する職業訓練を拡充 ○内定取消者等を会計年度任用職員として採用(100 名) ○離職者生活安定資金融資制度の拡充(近畿労働金庫と連携) 	<ul style="list-style-type: none"> ○肉用牛肥育経営安定対策 <ul style="list-style-type: none"> ・生産者積立金不足見込額を県畜産協会に無利子貸付 ○野菜価格安定対策 <ul style="list-style-type: none"> ・市場価格が一定基準を下回った場合の差額補てんに充てる資金の追加造成 ○県産農産物等の EC サイトを活用した販売促進 ○出品時の初期費用補助、県認証食品 PR キャンペーンの実施 ○農業者・水産加工業者等の資金繰り支援 ○利子補給による貸付利率の無利子化等
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付枠 600 億円 ○制度融資既存の無利子・無保証料資金の融資枠拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付枠 30 億円 → 400 億円 ○新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 <ul style="list-style-type: none"> ・県が行う施設の使用制限の要請を受け、施設の休止や営業時間の短縮に協力した県内の中小企業及び個人事業主に対し協力金を給付 ・給付額 中小企業 20 万円、個人事業主 10 万円 ○経営相談窓口の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・資金繰りなど各種の相談に対応(県内 45 か所設置) 	<ul style="list-style-type: none"> ○内定取消、雇い止め又は解雇された方を県職員として採用。県内企業等でのインターンシップ等により就労を支援 ○特別就労相談窓口の設置 ○雇用調整助成金の申請説明会・個別相談会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食休止の延長に伴う未利用食品の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・未利用食品をフードバンク等に寄付する際の配送等を支援 ○「奈良産農畜産物応援サイト」の開設 <ul style="list-style-type: none"> ・県民や事業者からの「応援購入」の輪を広げること等を目的に、影響を受けている農業者の情報を提供し、販売促進を応援
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応枠の創設(実質無利子、無担保) <ul style="list-style-type: none"> ・預託額を増額し融資枠を拡大。当初 3 年間の無利子融資を行うための利子補給を実施 ○観光緊急対策枠の創設(観光関連事業者向けの無利子融資) <ul style="list-style-type: none"> ・当初 1 年間の無利子融資を行うための利子補給、保証料補助を実施 ○支援本部(4/28~立ち上げ) <ul style="list-style-type: none"> ・支援施策検討チーム及び総合支援相談窓口を設置 ○事業継続支援金 <ul style="list-style-type: none"> ・売上が 50%以上減少した事業者の事業継続に向け、従業員数に応じて 20 万円~100 万円の支援金を支給 ○県内事業者事業継続推進 <ul style="list-style-type: none"> ・売上が 20%以上減少した事業者が、事業継続や危機的状況の打破、安心・安全の確保のために実施する取組に対して支援(補助限度額 100 万円、補助率 2/3) ○持続化給付金申請サポート <ul style="list-style-type: none"> ・Web 申請をサポートする人材を確保する商工会・商工会議所を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用調整助成金申請サポート <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談窓口の開設 ・各地域での個別相談(対面や訪問による相談対応) ○国の雇用調整助成金(教育訓練)の加算額に県が上乗せ支給(3,000 円) 	<ul style="list-style-type: none"> ○県産農産物等の e コマースを活用した販売支援 <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン出店ページ立ち上げの専門家によるハンズオン支援 ・「おうちで和歌山」特設サイト開設による積極的な情報発信 ○農林水産事業者に対する融資相談窓口の設置 ○漁業者等の金融支援 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金利及び保証料の一部を補助

団体	(1) 事業継続支援	(2) 雇用継続支援	(3) 農林水産業等の経営支援・需要喚起
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・無利子・無保証料融資の対象拡大(売上高▲5%以上) ・保証料ゼロ、実質無利子(当初3年間)、上限3千万円 ○セーフティネット資金「経済変動対策資金」「経営安定借換資金」の融資枠を計200億円拡大 ○「経済変動対策資金」の融資対象の拡充 ○「徳島県新型コロナウイルス対応!企業応援給付金」の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・特に厳しい経営環境の中にある中小・小規模事業者に対し、雇用及び事業継続への頑張りを応援するため、100万円を上限に給付 ○中小企業・個人事業主に対する県有施設テナント料の減免 ○新型コロナウイルス関連特別相談窓口の設置 ○企業従業員等のオンライン研修の支援 ○県内のテイクアウト・デリバリー情報発信応援サイトの開設 ○生活衛生関係営業者応援給付金 <ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付で融資を受けた金額の10%(上限100万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス対応雇用継続支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・国の「雇用調整助成金」の事業主負担分について「解雇を伴わない場合」国の助成金に県が上乗せして10/10助成(県の助成は上限100万円) ・上限1日1人あたり8,330円(国・県合計) ○「経済変動対策緊急生活資金」の拡充[拡大融資枠1億円] ・経済的影響を受ける勤労者の生活の安定を図るため、実質無利子融資枠を創設 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス対策農林漁業者金融支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金利及び保証料の一部を補助 ○新型コロナウイルス対策農林漁業者応援給付金 <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス対策農林漁業者金融支援事業」の融資を受けた農林漁業者のうち、令和2年2月以降で、50%以上売上げが減少している者に100万円を上限に一時金を支給
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥取県新型コロナウイルス対策向け地域経済変動対策資金の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・制度融資の無利子期間、据置期間、保証料無しの期間の拡充 ○県内中小企業の新分野進出などの新たな取組、感染予防・防止に向けた商品開発など幅広い取組を支援(補助率3/4 上限50万円等) ○企業の感染症防止対策支援、感染症に対応したBCP策定支援(補助率3/4 上限20万円)等 ○越境ECの取組支援(補助率2/3 上限20万円)等 ○テレワークの新規導入に係る経費を支援(国助成金への上乗せ補助)(補助率1/6、上限30万円) ○県有施設に入居する飲食・土産物店等に対する使用料等の減免 	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン合同企業説明会の実施や就職情報サイトでの情報発信等を支援(補助率1/2 上限40万円等) ○離職者の早期再就職を支援するための職業訓練等 ○雇用維持、休業等の期間を利用した教育訓練や研修などに対し助成(補助率2/3、上限100万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ○県産農林水産物を活用した雇用継続やテイクアウト、商品開発等に取り組み飲食店や旅館等の幅広い取組に10万円を支援 ○農業現場等で新型コロナウイルスの影響が出た場合等の営農活動の支援体制構築 ○牛マルシェの拡充、牛肉保管費用に対する支援 ○鳥取和牛等を小中学校給食に提供する食育の推進 ○素材生産業者等のストックヤードの確保、原木のバイオマス活用への転換等の取組に対して支援 ○県産木材の需要増に向けた乾燥技術の実証試験 ○量販店や鮮魚直売店等と連携した県産魚フェアの開催、魚食普及動画による情報発信 ○渡航を伴わない農林水産物の新たな販促活動(中国版インフルエンサーの活用、ネット販売等) ○県産食材を使用する食品加工事業者の相談窓口設置 ○試食に代わる試供品の提供やインターネット商談等対面によらない販売活動に対して助成(補助率2/3、上限50万円) ○県産食材等を県外の自宅で過ごす友人・知人等に配送する取組を支援 ○休業中の従業員を活用した農業水産分野での雇用の受け皿づくり
京都市	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急融資制度の充実(令和2年5月～) <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応資金(実質無利子・無保証料)を市府協調により創設し、預託金を増額 ・セーフティネット保証認定相談窓口の人員体制を強化(6→13名) ○中小企業経営支援緊急対策事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所の経営相談体制を強化(令和2年3月～) ・市や府、国の事業者向け支援策の情報をまとめた「新型コロナウイルス感染症対策事業者支援」の開設による情報発信の強化(令和2年5月～) ○市観光事業者等緊急支援補助制度の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・京都市観光協会と連携し、感染症予防のための事業や危機的状況を乗り越える事業及び回復期を見据えた事業継続のための取組に対する緊急助成制度(補助率3/4、上限額30万円) ○京都市中小企業等緊急支援補助金の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・観光事業者に対する緊急助成制度の対象を市内中小企業等に拡充した新たな助成制度(補助率3/4等・上限額30万円) ○飲食店デリバリーサービスの利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・デリバリー代行業者と連携し、ポイント還元に係る費用(1/2)や飲食店が負担する手数料を市で負担(5月補正予算提案中) ○本市の家庭保育の協力依頼に基づく保育園等への登園自粛、又は保育園等による臨時休園が行われた場合における保育料返還 ○京都市文化芸術活動緊急奨励金の創設 <ul style="list-style-type: none"> 映像配信や展覧会・公演の企画開発などに上限額30万円を交付 ○京都の芸術家等の活動状況に関するアンケートを実施 <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、京都市に居住又は活動拠点を持つ芸術家等が置かれている状況、活動の再開や持続に向けてのニーズを調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○失業者等の優先募集(臨時・非常勤職員) ○経済状況が悪化した大学生等を対象とした臨時募集(非常勤職員) ○雇用調整助成金申請窓口の混雑緩和に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・京都労働局と連携し、「初めての雇用調整助成金」オンライン説明会を開催(令和2年5月) ・市観光協会と連携し、「初めての雇用調整助成金」研修動画の制作及び配信(令和2年5月～) ○WEBを活用した就職相談や企業紹介などの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○京都市中小企業等緊急支援補助金の創設(再掲) ○テイクアウト、デリバリー等を飲食店をまとめたサイト(商工会議所、各区等で運営)を集約し、市ホームページで発信 ○京都市中央市場の目利きが厳選した、安全・安心で新鮮な魚介類がお得に購入できる「おうち de おさかなマルシェ」の開設(京都市の支援のもと、市場内の水産仲卸組合と小売団体が協力して実施)
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府と協調し「休業要請支援金」を支給 ○大阪府と共同でのものづくり中小企業緊急支援事業(大阪産業技術研究所の利用料減額)(予定) ○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた港湾関連事業者等の港湾施設使用料、貸付料等の支払期限を延長 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急雇用対策として会計年度任用職員を採用(50名) ・離職(解雇・雇い止め)や、内定取消、事業活動の縮小により仕事を失った事業主(フリーランスを含む)などを対象 ○所管施設のキャナル・休館に伴う指定管理者への収入補填 ○外国人のための相談窓口の体制強化(大阪国際交流センター) 	
堺市	<ul style="list-style-type: none"> ○制度融資の信用保証料を全額市が負担する制度を新たに創設(4/15～実施) ○中小企業のテレワーク導入支援 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施するために必要な機器等の購入経費を補助(4月24日～申請受付開始。募集枠の上限に達したため、5月18日に受付終了) <補助金額上限：50万円、補助率：2/3> ○大阪府と協調し「休業要請支援金」を支給。 ○市内NPO法人に対する支援金 ○通所サービス事業者等に対する支援金 	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用調整助成金相談窓口の設置(4/30～予約受付開始) ○就職相談体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、内定取消・雇止め・解雇をされた方などの再就職を支援するため、市の就労支援施設においてオンライン相談を導入。(5/1～開設) 	
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業等が事業継続・売上向上等の新たな取り組みへの支援(補助額：100万円) ○テレワークや電子商取引(EC)等に係る取組を支援(補助額：150万円他) ○中小企業等への経営相談体制強化(社労士等による専門相談窓口の強化など) ○店舗の家賃を減額した不動産オーナーに8割補填 ○先払い利用券が購入できる仕組を持つ事業者と提携、クーポン発行を支援(還元率20%、上限2,000円/件) ○UberEatsなどを活用した宅配・テイクアウト事業 ○商店街・市場における共同宅配事業への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急雇用対策 <ul style="list-style-type: none"> ・採用内定を取り消された新卒者(募集人数：上限100名) ・離職を余儀なくされたひとり親家庭(募集人数：上限100名) ○ひとり親の就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親の就労に向けた取り組みに対して助成(補助額：最大10万円) 	

2 教育対策

団体	(1) 臨時休業対策	(2) 遠隔教育等の推進	(3) 芸術・文化
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ○県立学校へ手作りマスク素材や消毒用アルコールの配布 ○医療的ケアのいる家庭への手指消毒用アルコールの優先供給に関わる健康医療福祉部局との連携 ○県立学校のトイレ改修の実施 ○補習等支援のための学習指導員の配置 ○特別支援学校スクールバスの増車 ○DV・虐待等 家庭環境に困難を有する児童・生徒への相談・訪問支援体制、学校と福祉の連携強化等 ○障害児の放課後サービスへの利用が増えたことによる利用者負担の増加分を補助 ○医療的ケア児等の送迎のために福祉タクシー券を配布する事業への補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○臨時休業期間における学習支援コンテンツ「子どもの『学びの場』」の開設 ○GIGA スクールホーター(ICT 技術者等)の配置による ICT 環境整備 ○障害児童生徒のための入出力支援装置の整備(点字ディスプレイ、視線入力装置等) ○県立学校等における遠隔授業環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭にインターネット環境のない児童生徒に対して端末を貸与、web 会議アプリの導入 ・各学校に Web カメラ、マイクなどの整備 ○県立中学校、県立特別支援学校(義務教育課程)の児童生徒が使用する PC 端末整備の前倒し ○インターネットを通じた授業動画の配信や学習プリントの配布、テレビによる授業の放映 	<ul style="list-style-type: none"> ○県立美術館の企画展の動画を作成・配信 ○県立文化施設において、自主製作オペラをオンライン配信
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒等の心のケアと学習指導の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・休業期間中及び学校再開後の児童生徒等への支援体制を強化(スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザーの拡充) ○放課後児童クラブの運営等に対する支援 ○学校活動における感染予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールバスの過密化防止や消毒液の購入 ○新型コロナウイルス感染症対策大学等授業再開支援事業(5 月補正予算案計上) <ul style="list-style-type: none"> ・府内の大学等に対して、バーションの設置、消毒液の購入等感染拡大防止対策に必要な経費を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○自宅学習の環境整備等支援 <ul style="list-style-type: none"> ・動画やグループウェアを活用したオンライン学習の実施(府立学校) ・オンライン授業の導入(府立医科大学、府立大学) ・教材補助として本を購入し貸出(学校再開後は図書室へ)(義務教育(小学校低学年)) 	<ul style="list-style-type: none"> ○京都府文化芸術活動継続支援補助金(補助率 2/3、上限 20 万円) ○文化芸術関係者支援相談窓口(4/30～) ・文化芸術活動の継続や再開のための支援制度の紹介、伴走支援 ○文化・スポーツ施設にサーモグラフィ、体温計等を購入
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ○支援学校等の臨時休業に伴う放課後等サービス支援 ○学校給食休止への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・府立支援学校・府立富田林中学校の臨時休業に伴い、学校給食費(食材費)を負担 ・家庭学習の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・府内の公立学校等の児童生徒等、保育所等の 3 歳児以上の園児に対し、学習教材等の購入を支援(図書カード 2,000 円分を配布) ○SNS(LINE)を活用した相談対応の拡充 ○児童・生徒の心のケアや補充学習等の支援を行うスクールカウンセラー・アドバイザーや学習支援員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○「臨時休業中の学習支援のページ」を開設 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭学習プリント及びテスト教材等の掲載、授業動画の配信 ○府立学校の ICT 化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ICT 技術者の配置 ・カメラ、マイク等の通信装置や府立支援学校及び府立中学校の端末等を整備 ○府立学校のオンラインでの学習体制を構築 <ul style="list-style-type: none"> ・既存の通信回線の増強 ・端末機等を持たない家庭に対する学校所有の端末機、モバイル(通信費込み)の貸し出し 	
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ○学校(外国人学校含む)におけるマスク等購入の支援 ○特別支援学校のトイレ改修による衛生環境改善 ○放課後等サービスへの追加経費の支援 ○補習等支援のための学習指導員の配置 ○心のケアに対応する SNS 悩み相談窓口の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○県立学校等における遠隔授業環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭にインターネット環境のない児童生徒に対して端末を貸与、web 会議アプリ・学習支援アプリの導入 ○県立大学の遠隔授業環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・web 会議アプリの導入補助 ○GIGA スクールホーター(ICT 技術者等)の配置 ○障害児童生徒のための点字ディスプレイ、視線入力装置等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○芸術・文化施設等の県民利便施設等にサーモグラフィ等を整備(県単独含む) ○県立芸術・文化施設等の各種無料講座のオンライン配信 ○県立美術館・博物館の PR 動画や県内アーティストの活動動画を作成・配信、多言語音声ガイドの専用アプリ等の製作 ○避難所等でのマスクの備蓄
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園がマスクや消毒液等を購入する経費に対し補助 ○特別支援学校の臨時休業期間中における学校給食の食材費負担 ○特別支援学校等の臨時休業による、放課後等サービス等の利用増に伴う追加経費に対し補助 ○学校の臨時休業による心のケアのため、公立学校の児童生徒に対し、スクールカウンセラーによるストレスチェックを実施 ○在宅運動番組(児童生徒向け)制作・放送 <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業中の小中高生等の健康維持のための番組を提供 ○在宅教養講座番組制作・放送 <ul style="list-style-type: none"> ・外出を自粛している県民の健康維持や、本県の魅力を再発見する機会を提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○全教員、児童生徒に対し「G Suite for Education」のアカウントを発行 ○教育長及び指導主事による授業サンプル動画を参考に各学校で授業動画を作成し、動画共有サービス上の各学校のチャンネルにアップロード ○Wi-Fi 環境がない家庭に PC を貸与し、授業動画を保存した DVD や USB メモリを提供 ○児童生徒の健康観察等、オンライン活用による家庭と学校が共有 ○全教員に「G Suite for Education」の講習をオンラインで実施 ○オンラインで活用できるツールを利用し、テストの実施など生徒の在宅での学習状況の把握を行うための研究を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○県立文化施設において消毒液の整備、受付でのアクリル板設置 ○入館時における新型コロナウイルス感染症対策の徹底(マスク着用、手指消毒、三密の回避等) ○県立図書館主催イベントとして、館長講演会のオンライン配信 ○県立文化施設の HP 等において、万葉歌留多などの家で遊べるコンテンツの配信
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ○公立・私立幼稚園におけるマスクや消毒液等の購入経費を支援 ○県立学校への保健衛生用品(マスクや消毒液等)の配付及び購入支援 ○県立学校臨時休業期間中の学校給食用食材キャンセル料負担 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育ネットワーク・ICT 環境整備 <ul style="list-style-type: none"> 県立学校におけるタブレット端末の導入や通信機器の購入等、オンライン学習に必要な環境を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○県立図書館における消毒液の整備 ○県立博物館施設における消毒液の整備、受付でのアクリル板設置及び体温計の購入
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ○私立幼稚園におけるマスク等保健衛生用品の購入等 ○県立学校へのマスクや消毒液の配付及び消毒液の購入支援 ○特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等サービスの利用者負担増加分を支援 ○公立学校の学校給食食材納入業者に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・食材の有効活用を促進する経費への補助 ・学校給食用パン、米飯、牛乳、デザート給食の供給体制を維持する経費への補助 ○電話・メール・SNS(LINE)等において、児童生徒や保護者、教職員、関係機関からの相談に常時対応できる体制の強化 ○県立学校における緊急連絡環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の安否確認、日々の体調確認 ○公立幼稚園におけるマスク等保健衛生用品の購入等 ○放課後児童クラブに追加で生じる費用に対する補助 ○放課後児童クラブを臨時休業させた場合に市町村が保護者へ返却する日割利用料に対する補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○臨時休業中における児童生徒の家庭学習をサポートするための動画の作成・配信、ケーブルテレビ放送 ○手作りマスクの動画の作成・配信 ○HP からダウンロードできる独自教材プリントの活用 ○ウェブ会議システムの無料アカウントを取得し、各県立学校に必要なアカウントを配付 ○無料の教育クラウドサービスに各県立学校用アカウントを作成し配布 ○県立学校を対象としたインターネットを活用した児童生徒の学習支援するモデル事業を実施 ○県立学校の教員がテレワークできる環境構築 ○障害児童生徒のための点字ディスプレイ、視線入力装置等の整備 ○各学校創意工夫による学習支援のための「学校裁量枠」の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ○県立文化施設等において、マスク・消毒液、除菌脱臭機等の衛生用品を整備 ○タブレット等を活用した県外のプロ演奏家から県内アマチュア演奏者へのオンライン演奏指導の実施 ○「あわ文化」に係る VR 動画等デジタルコンテンツを作成し、情報発信
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ○学校内消毒作業等を行う会計年度任用職員の配置 ○感染リスクの軽減のため、特別支援学校スクールバスを増便 ○県立図書館に書籍消毒器を整備 ○放課後児童クラブに追加で生じる費用、ファミリーサポート・センター利用料の減免を行った場合に生じる費用等について支援 ○休業期間中を活用した読書感想文コンクール等の開催 ○放課後等サービスで追加的に生じたサービス分に係る県負担金の増額、利用者負担の免除を行う市町村に補助 ○医療的ケア児等の送迎のため、放課後等サービス事業所等が福祉タクシーを利用する場合にタクシー券の配付を行う事業に補助 ○子どもの居場所の立ち上げ経費及び運営費を支援 ○特別支援学校が臨時休業を実施した場合に保護者のアルバイトを行う事業に補助 ○子どもの世話をするために事業の休業を余儀なくされた県内個人事業主を支援(4,100 円/人日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校休業中にインターネットを活用した学習ができる環境を整備するため、Wi-Fi 機器の貸与や回線の増強を実施 ○遠隔教育等で使用する e ラーニング教材のアカウント取得・活用に係る市町村への補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内で行う無観客公演や、県外で活動の場を失った芸術家と連携した取組を支援
京都市	<ul style="list-style-type: none"> ○市立学校園におけるマスク・消毒液等の確保 ○学校の臨時休業に伴う学習クラブ等の対応に係る支援 ○LINE による相談窓口の開設 ○こども相談 24 時間ホットラインを活用した心のケアへの対応 ○希望制による「学習相談・面談」の実施 ○小中学校で課題の提出や質問を投函できる「学校(学級)ポスト」の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○京都放送、京都新聞と連携した「京都・学びプロジェクト」(動画配信等) ○GIGA スクール構想の実現に向けた通信ネットワークの増強 ○ホームページを活用した家庭学習課題等の発信 ○運動遊びや読み聞かせ等に活用できる DVD の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○京都市文化芸術活動緊急奨励金の創設【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ・発表・制作等の機会を失っている文化芸術関係者の活動を支援するため、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意しつつ、現下の状況において安全かつ適切に実施できる文化芸術活動(企画・制作・実施・リサーチ等)募集し、審査のうえ奨励金(上限 30 万円)を交付 ・京都の芸術家等の活動状況に関するアンケートを実施【再掲】 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、京都市に居住又は活動拠点を持つ文化芸術に関わる方々が置かれている状況を調査するとともに、活動の再開や持続に向けてのニーズを明らかにするために実施
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ○令和 2 年度の学校給食費の無償化 ○SNS を活用した児童生徒相談拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○動画配信サイト(YouTube)を活用した学習動画の配信 ○テレビ大阪と連携し、学習動画をサブチャンネルで放映 ○NPO 法人の学習動画サイトを活用 ○全児童生徒に学習用端末機を前倒し整備 ○就学援助世帯で Wi-Fi 環境が整っていない家庭に、モバイルを貸与し、通信使用料を負担 ○オンライン学習の円滑実施のため、Web カメラ、マイクなどの通信装置を整備 	
堺市	<ul style="list-style-type: none"> ○公立幼稚園における感染防止に必要な保健衛生用品の購入等 ○市立学校園の臨時休業期間中における学校給食費(食材費等)を負担 ○児童生徒等及び保護者の方々の心のケア等の支援として、高等学校、中学校、一部の小学校にスクールカウンセラーを配置 ○市立学校園の臨時休業措置期間における分散登校の実施(学習状況の確認や心のケア等) ○夏季休業期間等を短縮し、臨時休業措置期間の授業時数を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○市立図書館にて、自宅学習に向けた小・中学生対象の学習本を電子書籍で貸出 ○教育委員会の HP 上において、文部科学省の学習支援コンテンツポータルサイト等を掲載し、家庭学習を支援 ○各小中学校の HP から教科書に準じた授業動画を配信し、児童生徒の家庭学習を支援 ○J:COM と連携し、授業動画をケーブルテレビで放映 ○市立小中学校に通うすべての児童(約 64,000 人)のノートパソコンを年内に整備 	
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> ○休校中の家庭学習環境の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ICT 環境が整っていない家庭へパソコン・Wi-Fi ルーターを無償貸与 	<ul style="list-style-type: none"> ○(株)サンテレビジョンとの連携による「テレビ授業」の実施 	

3 社会・福祉対策

団体	(1) 社会福祉施設等における感染拡大防止対策	(2) 障害福祉分野の ICT・テレワークの導入	(3) 生活に困っている世帯・個人への支援
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ○マスク等の衛生用品を一括購入し社会福祉施設へ配布 ○社会福祉施設等のマスク等の衛生用品の購入・消毒等にかかる費用を補助 ○多床室の個室化改修経費を支援 ○通所系の社会福祉施設等による自宅訪問など代替サービス提供に伴うかかり増し経費を補助 ○地域活動支援センター等における支援員の増員や消毒液の購入等の経費を補助 		<ul style="list-style-type: none"> ○生活福祉資金の貸付原資の積増し ○収入が激減し、低所得者となった世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付、県立高等学校等授業料の減免の実施 ○住宅確保給付金の支給 ○県営住宅での一時的な受け入れ ○県税の納税等の猶予 ○家族の入院等により在宅での生活が困難になったこどもを家族と同じ医療機関へ一時保護委託、または滋賀県青年会館での一時保護を行う
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ○多床室の個室改修、換気装置等の設置、消毒液等の購入補助（介護施設、障害者支援施設、児童養護施設） ○通所サービス（介護・障害）等に対する支援 ・代替サービスの提供やサービス形態の確保 		<ul style="list-style-type: none"> ○生活福祉資金の貸付原資の積増し ○家計急変世帯に対する高校生奨学給付金の支給 ○家計急変世帯の府立大学生に対する授業料免除
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者施設等への衛生用品等の配布 ○感染が疑われる児童を分離するために個室化等の対策を行う児童養護施設等に補助等 ○ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業で、子ども用マスクの配布等を行う市町村へ補助 ○SNS(LINE)を活用した相談体制の整備、知事記者会見における手話通訳の導入 ○緊急事態宣言期間中の高齢者、障がい者等の見守り支援 ○外出自粛の長期化によるDV被害者等への相談支援体制の強化やホテルの借上げによる緊急避難の支援 ○地域医療介護総合確保基金を活用した衛生用品等の一括購入及び介護施設等への配布 ○介護施設等の多床室の個室化に要する改修経費の補助 ○介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費の補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○就労移行支援事業所等におけるテレワーク導入支援 ○介護事業所に対する介護ロボット機器購入補助の拡充 ○介護事業所に対するICT導入支援の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅確保給付金の支給 ○新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により住宅の退去を余儀なくされる方に対し、当座の住居を確保できるよう、府営住宅を提供 ○府営住宅入居者の家賃の減免等 ○生活福祉資金の貸付原資の積増し
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ○マスク等の購入等や個室化改修経費の補助 ○介護施設への簡易陰圧装置等整備費補助 ○訪問サービス提供に伴うかかり増し経費等の補助 ○社会福祉施設等応援職員の派遣旅費等の補助 ○介護施設に対する介護ロボット等導入支援の拡充 ○在宅障害者等に対する安否確認等の経費支援 ○障害児相談支援従業者養成研修等の映像化、分割開催経費の支援 ○地域活動支援センター等の障害者受入体制の強化 ○就労系障害福祉サービス等の機能強化 ・生活支援員の追加配置、生産活動支援員の配置、事業所商品の販売強化（配送料無料化等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービス事業所におけるタブレット端末、見守りロボット等導入の支援 ○障害福祉サービスにおけるテレワーク等の導入支援 ・タブレット端末、専用VR機器の導入補助 ○聴覚障害者の遠隔手話サービス実施のためのシステム整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活福祉資金の貸付原資の積増し ○国民健康保険料（税）の減免措置、傷病手当金の支給 ○住居確保給付金の拡充 ○収入激減、世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付、公立高等学校等授業料の減免、私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助の実施 ○家計が急変した県立大学の学生に対する授業料留学金の減免
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者福祉施設、救護施設の多床室等の個室化改修に対し補助 ○認可外保育施設・児童養護施設等のマスクや消毒液等購入経費に対し補助 ○児童養護施設等の多床室の個室化改修に対し補助 ○介護福祉士養成施設等・在宅医療的ケア児等の家庭・障害者支援施設等・高齢者福祉施設等へのマスク、消毒液の配布 ○在宅生活を強いられている障害者等の安否確認等に要する経費に対し補助 ○知事記者会見における手話通訳の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ○就労系障害福祉事業所のテレワーク導入に要する経費に対し補助 ○聴覚障害者に対する遠隔手話サービスの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活福祉資金の貸付原資の積増し ○生活困窮者住居確保給付金の拡充 ○生活困窮世帯の子どもの学習支援教室へのマスク、消毒液の配付 ○収入激減、低所得者となった世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付 ○離職者等への県営住宅の一時的な提供 ○地域で子育てを支えることも食堂が、家庭を訪問して弁当を届けるなど新たな活動を行うことへの支援 ○外出自粛時の子育ての不安や負担感を軽減するため、相談体制や情報発信を強化する市町村の取組を支援
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設や障害者支援施設、児童養護施設等における消毒液等を購入 ○高齢者施設・事業者、障害児入所施設、保育所等へのマスクの配布 ○障害者就労支援施設で作成した布マスクを県が購入し、障害児入所施設に配布 ○地元企業から寄贈を受けたアクリルパーティションの配布 ○介護サービス事業所等が感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスでは想定されないかかり増し経費等を支援 ○障害者支援施設における多床室の個室化に要する費用を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉分野生産性向上推進 ・障害者支援施設におけるロボット等（見守りセンサー等）の導入支援 ・就労系障害福祉サービス事業所におけるテレワークを活用した遠隔指導の実施を支援 ○タブレット端末を活用した遠隔手話サービス等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活福祉資金（緊急小口資金等）の貸付原資を増額 ○住居確保給付金の支給
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉施設等におけるマスク、エタノールの購入支援や、県備蓄マスク、手指消毒用エタノールの配布 ○高齢者、障害者に配慮した感染症予防、新しい生活様式に関する啓発（TVCM、新聞・HP掲載、県民交流プラザでの放映） ○在宅生活を強いられている障害者等の安否確認、相談受付や情報提供に係る支援 ○通所サービス事業所に対する代替サービスの提供や他事業所との連携に要する経費支援 ○LINEを活用した「徳島県・新型コロナ対策パーソナルサポート」を開発 ○「生活不活発」予防についての情報発信 ・ホームページ掲載による予防イベントの周知啓発、You Tubeを活用した運動方法の紹介 ○児童養護施設、認可外保育施設等におけるマスク・消毒液、除菌脱臭機等の衛生用品の整備や補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護施設に対する介護ロボット等導入支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活福祉資金の貸付原資の追加助成 ○収入が激減し、低所得者となった世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付、公立高等学校等授業料の減免、奨学金の貸与、私立学校授業料軽減補助の実施 ○宿泊施設帰省者受入れ支援事業 ・特定警戒都道府県からやむなく帰省せざるを得ない本県出身者の一定期間滞在宿泊施設の確保 ○県営住宅入居者の家賃減額、県営住宅の空き室提供、民間住宅の家賃減額支援 ○住居確保給付金の支給 ○保育所や放課後児童クラブ等が臨時休業した場合、ひとり親家庭に対し、子育て支援と雇用の安定を図るため、家庭生活支援員を派遣
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園、保育施設、児童養護施設、児童相談所一時保護所等に必要保健衛生用品を整備 ○県民のマスク購入機会を確保するための仕組みを県内流通事業者や小売り事業者と連携して構築 ○通所サービス事業所（障がい福祉分野）の代替サービスの提供や利用者を受け入れた連携先事業所等のかかり増し経費を支援 ○相談支援専門員等が在宅生活となった障がい者等の安否確認を行う費用を市町村に補助 ○通所系介護サービス事業所の代替サービスの提供や利用者を受け入れた連携先事業所等のかかり増し経費を支援 ○緊急配布用個人防護具等の購入 ○とっとり SNS 相談の相談日を拡充 ○マスク、消毒液などの衛生用品等を購入、備蓄確保、配布 ○外出できないことにより生活に支障が出ている県民を支援するボランティア活動に対し助成 ○避難所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○法定研修を映像化等により遠隔実施するために必要な経費支援 ○障がい者支援施設等が居室を個室化する際の改修経費支援 ○介護ロボットの導入、ICT化支援 ○聴覚障がい者が、行政機関や保健所への相談、病院への受診する際に遠隔手話サービスを利用できるよう、タブレット端末を配置 ○就労支援継続事業所が行う新商品開発等の取組に要する経費を補助 ○就労移行支援事業所のテレワークシステムの導入を支援 ○職員が在宅で勤務できる環境を整備し、県業務の継続性を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども食堂を実施する民間団体等に対して、コロナ対策で会場変更等の経費を追加で補助 ○非課税世帯相当となった世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付 ○家計急変により授業料の支払いが困難になった者に対して、各私立中学校・高等学校が授業料の減免を行う場合に補助 ○家計が急変した公立鳥取環境大学の学生に対する授業料等無償化（減免）経費を大学へ交付 ○生活困窮者自立支援制度に基づき、離職者等のうち所得等が一定水準以下の者に対して、最長9ヶ月家賃相当額を支給
京都市	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉施設（障害者・高齢者等福祉施設、保護施設、児童福祉施設等）におけるマスク・消毒液等の確保 ○社会福祉施設の多床室の個室化支援等 多床室の個室化や、簡易陰圧装置・換気設備の設置に対する経費助成、市立施設と同福祉施設においても必要な対策を実施 ○社会福祉施設の施設等内の消毒に要する経費助成 ○通所サービス事業所等の利用者の自宅訪問など、特別な形でサービスを提供する取組を支援 ○就労継続支援B型事業所における工賃助成（5月市会提案） 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉分野におけるテレワーク等導入支援（5月市会提案） 就労系障害福祉サービス事業所に対するテレワーク導入支援及び障害福祉サービス事業所でのICT導入のモデル事業に要する経費を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○傷病手当金の創設（国民健康保険事業） ○特別定額給付金（仮称）の支給 簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に、一人当たり10万円を給付 ○住居確保給付金の支援対象の拡充等 ○子育て世帯への臨時特別給付金の支給 ○国民健康保険料・介護保険料の減免 ○公営住宅等入居者の家賃の徴収猶予・減免等 ○市営住宅の提供 ○全ての保護者が感染した場合の子どもの受入れ ○新型コロナウイルス感染症の影響等により住居を喪失した方に対する一時的な居室提供（5月市会提案）
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者支援施設や保護施設で使用するマスク・消毒液等の確保 ○老人福祉施設等における個室化促進改修費等補助金の創設 ○障がい福祉サービス事業所や介護サービス事業所等の事業継続に向けた支援 		<ul style="list-style-type: none"> ○解雇された派遣社員等への市営住宅の提供 ○市営住宅入居者の家賃の減免等 ○住居確保給付金の支給対象者の拡充 ○大阪国際交流センター「外国人のための相談窓口」において新型コロナウイルス感染症に関する専門相談を強化 ○国民健康保険加入者への傷病手当金の創設 ○国民健康保険・介護保険料の減免措置 ○保育施設等の家庭保育協力期間における保育料の軽減 ○住宅確保給付金の対象拡大 ○水道料金・下水道使用料の基本料金全額減免（7月～9月）

団体	(1) 社会福祉施設等における感染拡大防止対策	(2) 障害福祉分野の ICT・テレワークの導入	(3) 生活に困っている世帯・個人への支援
堺市	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービス等事業所に対しマスクや消毒液等の購入に要する経費を補助(令和2年度未定) ○手指消毒液の配布 <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所等、家庭における人工呼吸器装着者等医療的ケアを必要とする者 ○国通知を受け、障害福祉サービス等事業所が特別な形でサービスを提供する取組を支援 ○介護保険施設等に対して、デジタル面会のためのタブレット端末の貸出し 	<ul style="list-style-type: none"> ○就労系障害福祉サービスにおける在宅就労導入支援 <ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末等の導入補助(令和2年度未定) ○障害者支援施設に対して、デジタル面会のためのタブレット端末の貸出し 	<ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険料の減免措置・傷病手当金の支給 ○介護保険料の減免措置 ○住居確保給付金の対象拡充に伴う体制強化等 ○新型コロナウイルスによる失業等により、経済的な理由によって学資の支弁が困難であるとき、市立高等学校授業料の免除等の相談対応 ○新型コロナウイルスによる失業等により経済的な理由で就学困難と認められる場合、給食費・学用品費などを援助 ○自宅療養等応援パック <ul style="list-style-type: none"> 自宅待機を要請する方に対する食料品や日用品等の提供
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉施設への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者へサービスを提供する事業者の衛生用品確保費用を助成(20万円/1か所) ○家庭内での感染防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭で親が感染した場合に子供を一時的に預かるための施設を確保 		<ul style="list-style-type: none"> ○DV相談体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制を24時間化